

しょうがい
障害のあるお子さんのために

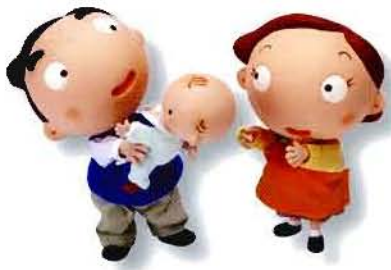
とくべつ じどう ふよう てあて
特別児童扶養手当のしおり



とく
徳

しま
島

けん
県



特別児童扶養手当は、お子さんの健やかな成長を願って、20歳未満で、精神や身体に常に介護を必要とする程度の障害のあるお子さんをご家庭で保護、監督しているお父さんやお母さん、または養育している方に対し、支給される手当です。

◇次の場合は手当を受けることはできません。

- 1 児童が児童福祉施設等（保育所、通園施設、肢体不自由児施設への母子入園の場合は除く）に入所しているとき
- 2 児童が、障害を原因とする公的年金を受けられることができるとき
- 3 児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき
- 4 手当を請求される方（父、母または養育者等）の前年の所得が一定額以上あるとき
もしくは手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定額以上あるとき

●特別児童扶養手当を受ける手続き

お住まいの市役所または町村役場で申請の手続きをしてください。

（添付書類）

- ・あなた（請求者）と対象児童の戸籍謄本または抄本（外国人の方は登録済み証明書）
- ・あなたの世帯全員の住民票
- ・認定のための診断書（用紙は各市町村役場にあり）
療育手帳をお持ちの方で、診断書の省略ができる場合があります。
- ・その他必要なもの（印鑑、所得証明書、申請者の年金手帳及び郵便貯金通帳その他。
詳しくは市町村役場におたずね下さい。）

●特別児童扶養手当の額

重度障害児の場合は1級、中度障害児の場合は2級とされ（別表参考）、それぞれ対象児童の障害の等級と数に応じて支給されます。（具体的な額については市町村役場におたずねください）

- ・ただし、前年の所得が一定以上の方は、その年度（8月から翌年の7月まで）の手当の支給が停止になります。



とくべつ じどう ふ よう て あて し はらい び
●特別児童扶養手当の支払日

て あて せい きゅう つき よくげつぶん しきょう ねん かい しきょうづき ぜんげつ けつぶん し
 手当は、請求した月の翌月分から支給され、年3回、支給月の前月までの4か月分が支
 はら
 払われます。

がつき (12 ~ 3月分) → 4月 11日) (11日が土曜日、日曜日 にあたるときはその前日)
がつき (4 ~ 7月分) → 8月 11日	
がつき (8 ~ 11月分) → 11月 11日	

とくべつ じどう ふ よう て あて じゅりょうほうほう
●特別児童扶養手当の受領方法

してい ゆうびんきょく ちよきんこうざ じゅきょうしゅめい ぎ ふ こ
 指定の郵便局の貯金口座（受給者名義）に振り込まれます。
 てあてししよ じゅりょう かめい
 （手当証書による受領も可能です）



とくべつ じどう ふ よう て あて う ばあい とど で
●特別児童扶養手当を受けることになった場合の届け出

てあて じゅきょうちゅう へいひつよう おう つぎ とど で ひつよう
 手当の受給中には、そのつど必要に応じ次のような届け出が必要です。

しよ とく じょう きょう とけい 所 得 状 況 届	しよとく げん ど がく こ かくにん じゅ 所得の限度額を超えているかどうかの確認のため、受 きゅうしゃぜんいん まいとし がつ にち から がつ にち までの期間 給者全員が毎年8月11日から9月10日までの期間 てあてししよなど ていしよつ に手当証書等といっしょに提出してください
さい にん てい せい きょう しよ 再 認 定 請 求 書	げんそく さだ じ き しんだんしよ ひ 原則として、定められた時期に診断書といっしょに引 つづ てあて う さいはんてい う さい き続き手当が受けられるかどうか、再判定を受ける際 ていしよつ に提出します
し かく そう しつ とけい 資 格 喪 失 届	じゅきょうし かく てあてししよ ていしよつ 受給資格がなくなったとき手当証書といっしょに提出 してください
がく かい てい とけい げん がく 額 改 定 届 (減 額)	たいしよじどう にんずう へ 対象児童の人数が減ったとき
そ の 他 の 届	しめい じゅうしよ しはらいゆうびんきょく いんかん へんこう ししよ 氏名、住所、支払郵便局・印鑑の変更、証書をなくし たときなど

せいきょう てつづ たいせいど くわ し かに
 請求の手続き、その他制度について詳しくお知りになりたい方は
 す しちようそんやくば ふくし じおしよ かくそうごつけんみんきょく と
 お住まいの市町村役場、福祉事務所、または各総合県民局へお問
 あい合わせくだ
 い合わせ下さい



じ どう しょうがい とうきゅうひょう
児童の障害等級表



		1 級 (重度障害)	2 級 (中度障害)
視力障害		1 両眼の視力の和が 0.04 以下のもの	1 両眼の視力の和が 0.08 以下のもの
聴力障害		2 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの	2 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
平衡機能障害			3 平衡機能に著しい障害を有するもの
そしゃく機能障害			4 そしゃくの機能を欠くもの
音声・言語障害			5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの
肢体不自由	上肢	3 両上肢の機能に著しい障害を有するもの 4 両上肢のすべての指を欠くもの 5 両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの	6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの 7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの 8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの 9 一上肢のすべての指を欠くもの 10 一上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
	下肢	6 両下肢の機能に著しい障害を有するもの 7 両下肢を足関節以上で欠くもの	11 両下肢のすべての指を欠くもの 12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの 13 一下肢を足関節以上で欠くもの
	体幹	8 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの	14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの
その他	9 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能とならしめる程度のもの 10 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	15 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの	

(備考) 視力の測定は万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

発行元：徳島県保健福祉部障害福祉課
徳島市万代町1丁目1番地
電話 088-621-2238
FAX 088-621-2241

